人口・社会統計部会の審議状況について（報告）
（船員労働統計調査）

資料4

項　目	変更内容等	部会審議 第1回	部会審議 第2回	部会審議 第3回	審議の状況
1　今回申請された変更について （1）調査事項、集計事項等の変更	○　特殊船調査（第3号調査）において把握している「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」を、「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更（基準期間を調査年前年の1年分に変更）	●	●		**・適当と整理** （第2回で調査実施者から第1号調査の変更前後のデータについて説明を受け、6月1か月分のデータである令和2年調査以前と1年分のデータである令和3年調査以降とで数値が接続しないことを確認。第3号調査においても同様に変更前後の数値が接続しなくなることが想定されるため、変更後の結果の公表に当たっては、利用者が誤解しないよう注意喚起を行うとともに、陸上労働者との比較可能性の向上という変更の趣旨も併せて周知することを確認し、適当と整理。） 【委員等からの主な意見】 〈第1回〉 ◆第1号調査について、変更前の令和2年度までと変更後の令和3年度以降のデータを示してほしい。 ◆接続性に「影響がない」というのは言い過ぎではないか。調査内容が変われば、ある程度接続性が失われると考えるのが通常。利用者に対する丁寧な周知が必要。 ◆1年間に広げることは非常に良いこと。6月単月と1年間でどの程度金額が変わるか、利用者が参照できるような基準となる数値を示してほしい。 ◆変更の周知にあたっては、単なる項目変更ではなく「陸上労働者との比較可能性等を視野に年間の賞与等を把握する」という変更の意図を明示すべき。そうすれば、利用者も連続性にとらわれず、今回の変更の意義を容易に理解できる。 〈第2回〉 ◆第3号調査でも、6月単月から昨年1年間への変更により、第1号調査と同様に変更前後の数値が接続しなくなることが想定されるため、公表に当たっては、利用者が誤解しないよう丁寧に説明願いたい。 ◆部会資料で示された変更前後の平均額は、6月単月の調査では標本に6月に支給を行う船舶が含まれるか否かで大きく変動することから、支払いが0の船員を除いて算出されている。この場合、6月単月では「6月に支給を受けた船員」、年間では「1年間に一度でも支給を受けた船員」が算出の対象となり、比べる集団が異なるため、比較には留意が必要。今後、同様の比較を行う際には、0を含めた平均額の考慮も検討してほしい。
（2）調査系統・方法の変更	ア　指定船舶調査（第1号調査）及び特殊船調査（第3号調査）の調査系統・方法の変更： 地方運輸局等・運輸支局・海事事務所が担っていた業務のうち、母集団名簿の整備以外（調査票配布、回収・督促、審査・疑義照会、内容検査・データ入力）を、国土交通省本省及び業務委託先の民間事業者が実施するよう変更（配布は民間事業者経由、取集は本省直轄化）	●	●		**・適当と整理** （地方運輸局等の業務効率化に関する組織的課題への対応であり、変更の方向性自体は第1回で了承。督促・疑義照会等の報告者との接点となる業務は本省が実施し回収率への影響を回避すること、公表時期への影響がないことを確認した。第2回では、入札スケジュール（調達手続は年内、入札は3月）のほか、仕様で品質管理体制等の認証を必須とすること、同様の業務の受注実績を応札者要件とすること等、調査の質を確保する方法を確認し、適当と整理。） 【委員等からの主な意見】 〈第1回〉 ◆民間委託に向けた入札時期をスケジュールに明記すべき。 ◆一般競争入札においても、民間事業者がデータ入力・内容検査を担うため、価格のみでなく技術力・提案内容も評価し、調査の質が担保できる工夫をすべき。
	イ　漁船調査（第2号調査）の調査系統の変更： 調査対象船舶の所有者が漁業協同組合等の組合員の場合など、関係団体を経由した方が効率的と運輸支局・海事事務所が判断した場合に、関係団体を経由できる旨を調査計画に明記	●			**・適当と整理** （これまでも関係団体内で行われていた業務を明確化するもの。関係団体には実務協力依頼文書を発出し、調査票情報の管理徹底や調査対象者ごとの封筒の用意により適正な管理を行うことを確認。）
（3）調査の実施期間の変更	○　令和6年能登半島地震による災害の影響があった石川県2市町（10事業者）について、漁船調査（第2号調査）の実施期間を後ろ倒ししていたものを、元の調査の実施期間に戻す変更	●			**・適当と整理** （一部地域で講じていた特別な対応を元に戻すものであり特段の問題はないことを確認。）

項　目	変更内容等	部会審議 第1回	部会審議 第2回	部会審議 第3回	審議の状況
（４）調査票配布数決定方法の変更	○　指定船舶調査（第１号調査）において、層区分別に調査票配布数を決定する際、目標精度（用途別トン数階級別5%）を達成していない層区分については、新たな母集団調査に基づく必要数と前回標本設計時の必要数とを比較し、いずれか大きい方を採用する作業を追加	●	●		**・適当と整理** （今回の変更は、より精度の高い統計の作成に向けた第一歩という暫定的な位置付けであることを第１回で確認。第２回では回収数の推移が示され、令和７年調査の標本設計において、目標精度を達成できていない層があることから、個票データに立ち戻った分析も含めて精度向上に向けて今後も検討を行うことが望ましい旨を確認。） 【委員等からの主な意見】 〈第１回〉 ◆達成精度だけでなく、回収数も示してほしい。 ◆令和６年度の達成精度が悪化している理由を検証し、今回の変更により目標精度5%を下回る見通しが立っているかを示すべき。 ◆今回の変更の位置づけを明確にし、調査実施者の説明資料にも反映させてほしい。 〈第２回〉 ◆回収率を高めることで精度を向上させる方法もある。今後、回収できない理由についても分析し、できるだけ回収率が向上するよう調査を進めていただきたい。 ◆精度向上の検討に当たり、回収できていない層の分析だけでなく、個票データについても更に分析の余地があると考えるので、取り組んでほしい。
２　統計委員会諮問第146号の答申（令和３年３月12日付け統計委第３号）における「今後の課題」及び公的統計の基本的な整備に関する計画（令和５年３月28日閣議決定）への対応状況について	（１）指定船舶調査（第１号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討	●	●		**・適当と整理** （課題（３）と一体として審議。これまで標本設計のために実施してきた母集団調査を、年収を把握し統計を提供する年収調査へ目的を変更すること、一般統計調査として実施した後に基幹統計調査化を検討することを確認し、適当と整理。） 【委員等からの主な意見】 ※後記（３）参照
	（２）特殊船調査（第3号調査）における昨年１年間の特別に支払われた報酬の把握の検討	●	●		**・適当と整理** （本課題への対応として前記１（１）の変更を計画。前記１（１）において対応を確認し、適当と整理。）
	（３）指定船舶調査（第１号調査）における昨年１年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討	●	●		**・適当と整理** （第１回で母集団調査の目的変更、年収調査の内容、基幹統計調査化の見通し等の前提となる説明を受け、第２回で各論点について審議。年収調査では、昨年１年間の定期払い報酬及び勤続年数に加え、乗船月数・下船月数も把握する予定であり、これを毎年の船員労働統計調査で把握している労働時間・休日日数等と併せて活用することで、海上労働の特殊性を踏まえた陸上労働者との比較・分析が可能となることを確認した。以上から、年収を把握することには十分な意義があるとして、適当と整理。） 【委員等からの主な意見】 〈第１回（前提説明に対する意見）〉 ◆従来、一般統計調査として実施してきた母集団調査の在り方の改善として評価できる。 ◆調査を変更する機会に、例えば、家族構成等も把握できる調査になるとよい。 ◆現行の母集団調査と実施を検討している年収調査との違いを明確に示してほしい。 〈第２回〉 ◆船員の給与には、現在の勤続年数より船員としての通算の経験年数が影響しやすいこと、乗船中と下船・休暇中とで給与形態が異なる場合があることから、船員法第111条報告、毎年の船員労働統計調査及び年収調査を補完的に組み合わせ、「勤続年数と経験年数」、「乗船中と下船・休暇中」を区別して分析することが重要である。 ◆船員の就業継続や仕事と家庭の両立の実態把握、人材確保の観点から、婚姻状況や子どもの有無などの家族属性も有用な情報となる。報告者による把握の可否や回答負担に配慮しつつ、本人への補足調査の可能性も含め、検討してほしい。
	（４）第1号調査における予備船員の調査対象への追加の検討		●		**・適当と整理** （外国籍船に乗り組む日本人船員と外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬額に大きな差がないことから、国民経済計算の推計に必要な報酬は、現行調査の外航日本籍船の報酬額に船員法第111条報告の予備船員数を乗じて推計可能であることを確認。また、比較に当たって職種別・経験年数別の差を考慮していない点については、国民経済計算の推計では一人当たりの報酬水準が把握できればよく、職種別の報酬額を必要としないことを確認。予備船員を調査対象に追加しないことは適当と整理。）
	（５）業務報告等を活用した報告者負担の軽減		●		**・適当と整理** （船員法第111条報告で把握した情報を、母集団名簿の整備や、調査票の報告者氏名・住所、船舶の名称・総トン数・用途・内外航別のプレプリントに活用していることを確認。また、関係団体が保有する情報について、審議協力者から、業界団体が把握しているのは主に組合員の船舶に関する情報であり、船員に関する情報は限られるとの説明があったことから、適当と整理。）

※部会日程
　第１回：令和８年10月１日（木）開催
　第２回：令和８年10月20日（火）開催
　第３回：令和８年11月17日（火）開催予定